

霧島市条例第28号  
令和元年12月12日

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（報酬等）

第5条 館長の報酬、期末手当及び費用弁償は、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第24号）の定めるところによる。

2 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。